

地域包括ケア病床のご紹介

「地域包括ケア病床」とは？

「急性期の治療を終了し、病状が安定した患者さんに対して、在宅復帰に向けて医療、リハビリ、退院支援など効率的かつ密度の高い医療を提供するために2014年4月の診療報酬改定で導入された制度」です。

当院では、
2020年12月1日
から3階病棟に
5室(18床)
開設致しました。

「地域包括ケア病床」の特徴について

- 最大60日入院ができる。
- レスパイト入院ができる。

レスパイト入院とは在宅介護をされている介護者の負担軽減や介護者の病気やケガなど、在宅介護困難時を一時的入院でバックアップすることを目的としています。

- 退院調整入院ができる。

一般病床と比較し、長期間の中で退院に向けた準備期間をとることができます。退院後の入所先の介護施設を探す時間に余裕ができるなど、ご本人やご家族の納得できる結果が期待できます。

※治療内容によっては、一般病床より自己負担額が増額する場合がありますが、月の医療費の負担上限が定められていますので、一般病床の場合と負担上限は変わりません。

※症状の変化により主治医が集中的な治療を必要とすると判断すれば、一般病床に移動する場合があります。



急性期病院 入院治療

地域包括ケア病床
治療・リハビリ

自宅・介護施設等
退院

自宅・介護施設等 リハビリが必要

「地域包括ケア病床」に入院可能な方

- 状態は改善したが、もう少し経過観察が必要な方
- 在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- 在宅での療養のための準備が必要な方
- 在宅介護者の負担軽減が必要な方

○お気軽にお問い合わせください。
みどり病院 地域連携室
TEL: 058-241-0681 (代表)